

証券コード 5395
2024年3月12日

株 主 各 位

埼玉県鴻巣市宮前547番地の1

理研コランダム株式会社

代表取締役
社 長 増 田 富 美 雄

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませよう、お願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.rikencorundum.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより投資家情報→招集通知を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5395/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「理研コランダム」又は「コード」に当社証券コード「5395」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県鴻巣市中央29番1号
鴻巣市文化センター 3階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第125期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第125期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認をいただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面をお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

◎議決権行使書について

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前と修正後の事項を掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に足踏みがみられるものの、緩やかに回復しています。個人消費は緩やかに持ち直しておりますが、設備投資は持ち直しに足踏みがみられます。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分注意する必要があります。

このような経営環境のなか、当社グループの売上については、半導体向けの研磨材の売上が伸長したことにより、売上高は4,184,695千円(前期比4.4%増)となりました。

また利益面においては、前連結会計年度に淄博理研泰山涂附磨具有限公司の持分譲渡益により増加した法人事業税の外形標準課税額が当連結会計年度に減少したこと、年金資産の時価評価増により退職給付費用が減少したこと、イオンリテール株式会社へ賃貸しております土地に商業店舗が開店したことによる賃貸収入増加になったことから、営業利益114,913千円(前期比66.7%増)となりました。経常利益については前連結会計年度において計上した持分法による投資損失が回復したことから、当連結会計年度は141,302千円(前期比205.0%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については前連結会計年度に淄博理研泰山涂附磨具有限公司の持分譲渡益の計上や為替換算調整勘定の取崩益計上が消失したことにより95,675千円(前期比86.7%減)となりました。

セグメントの概況は以下のとおりであります。

なお、営業利益につきましては、全社費用等の配分前で記載しております。

(研磨布紙等製造販売事業)

当社グループの中核事業である研磨布紙等製造販売事業の当連結会計年度の業況は、特に木工用の研磨布紙が得意先の在庫調整により減少、精密加工用フィルム製品も得意先からの受注が減少しましたが、半導体向けの研磨材の売上が伸長したことから売上高は3,474,878千円(前期比0.6%増)となりました。セグメント利益は年金資産の時価評価増により退職給付費用が減少しましたが、前年度からの円安による輸入仕入単価及び国内の原材料単価の上昇により、売上原価率が悪化し粗利が減少したことから、営業利益は82,318千円(前期比54.5%減)となりました。

(OA器材部材等製造販売事業)

事務機器に組み込まれる紙送り用各種ローラー部品の受注生産をしているOA器材部材等製造販売事業の当連結会計年度の業況は、得意先の一部部材の調達難による生産調整が一段落し、売上高が回復したことにより521,395千円(前期比25.5%増)となり、営業利益は売上高増加による粗利増、生産における習熟度の高まりにより原価率の低減から、126,798千円(前期比96.1%増)となりました。

(不動産賃貸事業)

イオンリテール株式会社に賃貸しております土地の賃貸収入の売上は、店舗の開店による増収で188,422千円(前期比35.9%増)となり、営業利益は同様に増益で157,166千円(前期比43.3%増)となりました。

<事業別の売上高>

(単位：千円、%)

事業区分	第124期 (2022年12月期)		第125期 (2023年12月期) (当連結会計年度)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
研磨布紙等製造販売業	3,453,301	86.1	3,474,878	83.0	21,578	0.6
OA器材部材等製造販売業	415,540	10.4	521,395	12.5	105,855	25.5
不動産賃貸事業	138,607	3.5	188,422	4.5	49,815	35.9
合計	4,007,448	100.0	4,184,695	100.0	177,247	4.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は483,479千円であり、主に鴻巣工場の建物の改修および生産設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単位	第122期 (2020年12月期)	第123期 (2021年12月期)	第124期 (2022年12月期)	第125期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高	千円	3,509,276	3,862,423	4,007,448	4,184,695
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	千円	△106,477	311,293	721,578	95,675
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失	円	△115.48	337.61	782.63	105.48
総 資 産	千円	5,695,266	6,160,284	6,679,579	6,408,447
純 資 産	千円	3,916,878	4,393,957	4,819,061	4,861,762
1株当たり純資産額	円	4,247.90	4,765.51	5,226.98	5,390.23

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単位	第122期 (2020年12月期)	第123期 (2021年12月期)	第124期 (2022年12月期)	第125期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高	千円	3,412,229	3,732,702	3,949,070	4,116,417
当期純利益又は当期 純 損 失	千円	△252,081	187,875	2,036,837	89,961
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失	円	△273.38	203.76	2,209.18	99.18
総 資 産	千円	4,276,686	4,377,992	6,634,981	6,347,690
純 資 産	千円	2,629,202	2,767,587	4,785,276	4,819,872
1株当たり純資産額	円	2,851.40	3,001.62	5,190.34	5,343.79

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はオカモト株式会社で、同社は当社の普通株式469千株（議決権比率52.3%）を保有しております。

親会社との取引に関しては、市場価格・市場金利を勘案して、一般的な取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会は、当社取締役会を中心とした当社独自の経営判断で事業活動、経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、親会社との間の取引に際し、当社の利益が害されていないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(連 結 子 会 社) 理 研 香 港 有 限 公 司	100千HKドル	100%	OA器材部材等の販売

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、一部に足踏みがみられるものの、緩やかに回復しています。このような状況のなか、当社グループの当連結会計年度における決算は、半導体向けの研磨材が増加したことに加え、不動産賃貸収入が年度途中から店舗の営業開始により満額になったことから売上高で4.4%の増加となりました。利益面で昨年度に続き各利益が黒字になり営業利益で66.7%の増益になりました。これは、売上高の増加に加え、不動産賃貸収入の増益によるものです。ただ、セグメント別では、当社の中核事業である研磨布紙製造販売事業では原価率が悪化しており収益力の強化が課題であると認識しています。

会社全体として社員教育・研修・訓練(安全作業・健康・コンプライアンス・技術改善と継承・品質重視・利益意識・与信管理・防災訓練等)の徹底を行います。

DX推進の一環として、人手不足の解消と仕事の合理化のために、RPAシステムを導入し、お客様からの受注入力自動化、各部署の定常業務である事務作業を洗い出し、自動化することで業務の効率化を図ります。

また、営業面では、得意先の与信管理と、売価の見直し、商流の整理をしながら、新製品を中心に代理店ルートの拡販、直ユーザー・新規分野開拓等で販売強化を

図ります。

生産面においては、品質と、収率・稼働率等の生産効率向上のために設備投資を行いました。また、研磨布紙製造工程の塗装機の改善を行い、ベルト加工工程の鴻巣工場への集約が完成し、生産能力も向上しました。

引き続き、「QC（品質管理・生産合理化）活動・提案制度等」を中心に、環境を考へ、廃棄品の削減と、生産効率を上げ、営業利益を確保して行きます。

不動産賃貸事業に関しましては、事業用不動産の将来へ向けた有効活用の観点から、イオンリテール株式会社と事業用定期借地権設定契約を締結しています。2023年度途中からは、店舗の営業開始により賃貸収入が満額となっており、2024年度は、さらに年度を通じ満額になることから、今後はさらに安定的な収入が見込める状況です。

また、コンプライアンス・リスク管理、環境保護対策の強化についても、企業の社会的責任に対する社会の要請は一段と高まっていることから、さらに充実させていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業区分	事業内容
研磨布紙等製造販売事業	研磨布紙等の製造および販売
OA器材部材等製造販売事業	OA器材部材等の製造および販売
不動産賃貸事業	理研神谷ビル跡地、旧東京営業所および鴻巣工場の一部を賃貸

(6) 主要な営業所および工場（2023年12月31日現在）

当 社	本社、東京営業所、開発営業課：埼玉県鴻巣市 名古屋営業所：名古屋市中区、大阪営業所：大阪市天王寺区 福岡営業所：福岡県福岡市南区 鴻巣工場：埼玉県鴻巣市、沼田工場：群馬県沼田市 新治工場：群馬県利根郡みなかみ町
理研香港有限公司（子会社）	本社：中華人民共和国香港

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度 末比増減
研磨布紙等製造販売事業	107 (26) 名	8 (△12) 名
OA器材部材等製造販売事業	4 (5) 名	- (-) 名
不動産賃貸事業	- (-) 名	- (-) 名
全社 (共通)	6 (4) 名	1 (△2) 名
合 計	117 (35) 名	9 (△14) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115 (35) 名	9 (△14) 名	45.1歳	18.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100,000千円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	50,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の概況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	3,000,000株
② 発行済株式の総数	922,128株
③ 株主数	775名
④ 大株主(上位10名)	

株 主 名	所 有 株 式 数 (株)	持 株 比 率 (%)
オカモト株式会社	469,016	51.99
MSIP CLIENT SECURITIES	89,200	9.88
大澤政俊	22,200	2.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13,200	1.46
牧野史朗	11,300	1.25
宇田川恵造	8,300	0.92
豊証証券株式会社	7,700	0.85
青木聖	7,200	0.79
高田竜平	6,000	0.66
大溝延子	5,600	0.62

(注) 持株比率は自己株券(20,170株)を控除して計算しております。なお、オカモト株式会社は議決権ベースでは52.2%の持株比率です。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	増田 富美雄	
常務取締役	江口 真一	
常務取締役	雨貝 昇	
取締役	石川 和男	管理部長・理研香港有限公司董事長
取締役(監査等委員・常勤)	塩山 勝徳	
取締役(監査等委員)	長崎 俊樹	岡村綜合法律事務所パートナー
取締役(監査等委員)	新井田 哲也	わかさ税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役(監査等委員)長崎俊樹氏および新井田哲也氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)長崎俊樹氏および新井田哲也氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員会の監査、監査機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 長崎俊樹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有し、日本弁護士連合会の各種委員、最高裁判所司法研修所刑事弁護教官等を歴任されており、また2015年4月に当社社外監査役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、監査等委員として選定しております。
5. 新井田哲也氏は、税理士として財務および会計に関する専門的な知見を有されており、また2016年3月に当社社外取締役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、監査等委員として選定しております。
6. 当社は取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填されることとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としません。

②取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （1名）	59,631千円 （ ー千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	13,698千円 （4,320千円）
合 計 （うち社外取締役）	7名 （2名）	73,329千円 （4,320千円）

(注) 当社の役員の報酬等は、固定報酬のみで構成されており、利益や株価等のパフォーマンス指標に連動する業績連動報酬は採用していません。業務執行取締役を支給する固定報酬は、その職位、担当する業務・業績、在任年数等を基準とし、世間一般水準を考慮した相応しいものとなるよう決定しております。報酬額の算定には、業績や経営基盤構築に対する貢献度も含まれており、一定のインセンティブが付与される仕組みとなっております。監査等委員を含む非業務執行取締役に支給する基本報酬は、経営監査機能を十分発揮できるよう職務内容・専門性・経験等を重視して決定しております。

当社の役員の報酬等に関する事項は、2016年3月25日開催の第117回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額144百万（うち社外取締役15百万円以内）以内、員数は取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名、うち社外取締役1名、監査等委員である取締役の報酬額を、年額24百万円以内、員数は3名と決議しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼役員の使用人分の給与は含まないものとしております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法は取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会の決議、監査等委員は監査等委員会の協議により代表取締役社長である増田富美雄に委任しております。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額の範囲内において、各取締役の個人別の固定報酬の決定であり、これらの権限を委任した理由は、各取締役の担当事業における評価を客観的に行うのに代表取締役社長が最も適任であると考えられるからです。具体的な報酬等の額は代表取締役社長が他社動向等を勘案しつつ適切に決定されていることを確認しており、取締役会は当該決定が方針に沿うものであると判断しています。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの連結報酬は記載していません。

③社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の役員等の兼職状況

当 社 社 外 役 員		兼 務 先 お よ び 兼 務 先 と の 関 係
長 崎 俊 樹	社外取締役 (監査等委員)	岡村総合法律事務所パートナー なお、当社は岡村総合法律事務所に所属する同氏以外の弁護士から法律上のアドバイスを必要に応じ受けておりますが、同事務所と当社における取引額は、同事務所の年間収入および当社連結売上高のいずれにおいてもその割合は低い状況にあります。
新井田 哲也	社外取締役 (監査等委員)	わかさ税理士法人代表社員 なお、当社と当該法人とは特別な関係はございません。

(ii) 当事業年度における主な活動及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当 社 社 外 役 員		活 動 状 況
長 崎 俊 樹	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のすべてに出席しました。主に、弁護士としての見地から、取締役会では、当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンプライアンスおよび経営のリスク管理面を中心に、専門的な知見に基づき、監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
新井田 哲也	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のすべてに出席しました。主に、税理士としての見地から、取締役会では、当該視点から積極的な意見を述べており、経験および専門的な知見に基づき、監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人ナカチ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その 他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 子会社等の監査に関する事項

当社の重要な子会社等は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

④ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当であるとの判断をし、同意いたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事由に該当すると認められ、その必要があると判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」(内部統制システムの基本方針)について、以下のとおり定めております。

① 経営理念

当社は経営理念として「理研コランダム憲章」を掲げ、その実現に向けた「行動指針」を設定しています。

理研コランダム憲章

- ・日本を代表する研削・研磨のトップ企業として、社会的責任を自覚し、法令・ルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公平な企業活動を推進する。
- ・お客様を第一と考え、常に最高の製品・サービスを提供する。
- ・株主、市場から高く評価され、広く社会から信頼される。
- ・社員にとって働き甲斐があり、魅力に富んだ職場にする。

行動指針

- ・公正・透明・自由な競争を実践し、会社資産の保全・拡大に努める。
- ・一人ひとりが高い倫理観（例えば、「安全第一」「嘘をつかない」「ルールを守る」「反社会的勢力に対しては隙を見せず、毅然とした対応を行う」「公私に亘り節度ある行動をする」等）を持って自主的・自立的に行動し、協力して業務を遂行し、自由闊達な職場を築く。

② 内部統制システムの構築、運営による経営理念「理研コランダム憲章」の実現

当社は内部統制システムを、「事業遂行上不可避免的に発生し、直面するさまざまなリスクの評価・管理、業務の有効性および効率性の維持向上、適時開示の実行と財務報告の信頼性の確保、コンプライアンスの徹底、資産の保全等により企業価値を高め、ステークホルダーから高い評価を得るため、当社のあらゆる業務プロセスの中に組み込まれ、運営され、改善される経営上の仕組みである。」と捉え、その構築と、運営を進めてまいります。

③ 具体的な取り組み事項

(i) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社グループにおいて「コンプライアンス管理規程」および「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、製造業として重要課題である「環境・安全」関係の法令等については、これを専管する組織を設けております。
- 2) 当社グループにおいて、「内部通報規程」に準拠し、コンプライアンス違反の発生拡大を防止するために有効に機能する内部通報体制を構築しております。
- 3) 不当要求防止責任者のもと社内関係部門および社外専門機関との連絡、協力体制を整備し、当社グループとして反社会的勢力に対しては隙を見せず毅然とした対応を行っております。
- 4) 財務報告に係る内部統制構築基本方針にのっとり、会計監査人、監査等委員会とも必要な調整を図りつつ、公表された内部統制の整備・評価に準拠し、内部統制の有効性を適時適切に評価・公表し得る体制を構築しております。

(ii) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、その取り組みのひとつとして、各担当部門において専門的な立場から、各種リスクの評価・管理を目的として、各担当部門の部長の責任のもとで「組織・業務自主点検」を毎月実施しております。

また、平時においては各部にてその有するリスクの洗い出しとその低減等に取り組むとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局は、定期的にモニタリングを実施し、また、災害発生時等に備えて事業継続計画書（BCP）を策定し、本計画書に基づいた訓練を行っております。

(iii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の「取締役会」を原則毎月1回開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また年1回以上群馬工場で取締役会を開催し現場との交流を図ることで、効率的な現場の把握、情報の共有に努めてまいります。

業務の運営については将来の事業環境を踏まえ当社グループとしての中長期経営計画および各年度予算を立案し全社的な目標を設定しており、各部門においてはその目標達成に向けて具体策を立案実行いたします。その遂行状況は課長以上の管理職が出席する会

議を月1回開催し、業績・状況の把握できる体制を整えるとともに、効率の良い業務執行に努めてまいります。

(iv) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令、社内規程「文書管理規程」に基づき文書の保存を行っております。また情報の管理については「機密管理規程」・「パソコン管理規程」を定めて対応しております。

(v) 業務の適正を確保するための体制

「内部監査規程」に準拠し、コンプライアンス・リスク管理事務局が毎年全部門および一部営業拠点・工場について業務監査を実施し、加えてISO委員会内部監査委員およびJ-SOX内部監査委員がそれぞれ原則年2回の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。

また、当社グループの経営については、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」を定め、当社グループの業務の適正確保を見据えた管理方針等を明定するとともに、事業内容の定期的な報告と重要案件についての報告および事前協議を取締役会で行っております。

(vi) 監査等委員会に報告するための体制

当社グループの役員（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、その職務の状況について、取締役会等の重要会議の場で、監査等委員に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告しております。

なお、監査等委員へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保しております。

また、当社は役員（監査等委員である取締役を除く。）および従業員合計で百数十名の規模であり、監査等委員会に対して専従の支援要員を配置しないものの、監査等委員が求めた場合は管理部員が補助を行い、その際の当該部員は、もっぱら監査等委員の指揮命令に従うものとしております。

(vii) 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役員（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は監査等委員監査に対する理解を深め、監査等委員監査の環境を整備するように努めております。

また、監査等委員は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。

なお、監査等委員は会計監査人から報告と説明を受け、必要に応じて意見交換を行い、子会社事業所への往査に同行するなど、会計監査人の独立性を監視するとともに連携を図っております。

また、監査等委員ならびに監査等委員会が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家・アドバイザーを任用する等、職務を遂行するうえで生ずる必要な費用の支出、前払い等を求めた場合、当社は、監査の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社取締役会は、本事業年度に12回の定例取締役会および1回の臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項を協議・決定するとともに、各部門における執行状況について、取締役会で決定した年度計画、中期経営計画の進捗状況も含めた報告を受けております。

内部監査については、本事業年度において、全部門および一部拠点の業務監査を原則無予告にて実施し、さらに年2回のISO委員会内部監査を行い適正化を図るとともに、J-SOX内部監査による有効性評価を実施いたしました。

また、当社は、「組織・業務自主点検」を行っておりますが、本事業年度につきましても、全部門、全拠点が毎月もれなく実施し、業務・運営の適切性等について点検をいたしました。

なお、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を本事業年度は4回開催し、各内部監査および自主点検についての本事業年度取組方針、実施状況およびその結果について報告、検証いたしました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めています。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であることから、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決定される

べきであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為に対しても、これに応じるか否かは最終的には個々の株主の皆様への判断・意思に基づくべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、会社経営陣との十分な協議・合意のプロセスを経ることなく、また株主の皆様への十分な情報開示がなされることなく強行されるもの、あるいはその目的等から判断して、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが含まれる可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を探ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、当社の経営理念を定めた理研コランダム憲章に基づき、短期的または再現性を欠く成果の追求に陥ることなく、当社ブランドである「地球印ブランド」の更なる強化を図ること、また研磨布紙等製造販売事業とOA器材部材等製造販売事業との間の緊密な連携を推進し、競争力の源泉である「技術開発・人材開発力、顧客サービス・市場開拓力」の更なる伸張を図ること、加えて株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築すること等によって、当社の企業価値および株主共同の利益の向上は実現されることとなり、上記①に定める「基本方針」の実現に資するものと考えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は安定的な配当の継続、将来の事業展開に備えた内部留保の充実等に配慮しながら業績に対応した配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、業界における競争の激化などに対処し、研究設備および製造設備等を強化するための資金需要に備える所存であり、将来の利益に貢献し、株主各位に対する安定した配当に寄与できるものと考えております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただくことを2024年3月28日に開催される第125回定時株主総会にお諮りいたします。すでに、2023年9月8日に実施済みの中間配当金30円とあわせまして、年間配当金は1株当たり60円となります。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,011,412	流動負債	1,194,070
現金及び預金	963,659	支払手形及び買掛金	338,535
受取手形	87,912	電子記録債務	319,121
電子記録債権	238,327	設備関係支払手形	58,660
売掛金	506,568	設備電子記録債務	61,557
商品及び製品	554,487	短期借入金	200,000
仕掛品	487,632	1年内返済予定の長期借入金	12,000
原材料及び貯蔵品	146,655	リース債務	19,496
その他	29,421	未払法人税等	3,945
貸倒引当金	△3,250	その他	180,757
固定資産	3,397,036	固定負債	352,615
有形固定資産	1,794,687	長期借入金	38,000
建物及び構築物	752,512	リース債務	71,045
機械装置及び運搬具	392,741	繰延税金負債	132,322
土地	328,763	退職給付に係る負債	32,886
建設仮勘定	211,333	長期預り金	60,752
その他	109,338	資産除去債務	10,000
無形固定資産	45,233	その他	7,610
投資その他の資産	1,557,115	負債合計	1,546,685
投資有価証券	536,617	(純資産の部)	
長期性預金	1,000,000	株主資本	4,599,673
その他	20,498	資本金	500,000
資産合計	6,408,447	資本剰余金	89,675
		利益剰余金	4,058,247
		自己株式	△48,249
		その他の包括利益累計額	262,089
		その他有価証券評価差額金	250,661
		繰延ヘッジ損益	△1,623
		為替換算調整勘定	13,051
		純資産合計	4,861,762
		負債・純資産合計	6,408,447

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		4,184,695
売上原価		3,390,196
売上総利益		794,499
販売費及び一般管理費		679,586
営業利益		114,913
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	23,866	
為替差益	4,198	
その他	5,785	33,878
営業外費用		
支払利息	4,336	
売上債権売却損	1,353	
その他	1,799	7,488
経常利益		141,302
特別損失		
工場再編費用	14,869	14,869
税金等調整前当期純利益		126,433
法人税、住民税及び事業税	2,708	
法人税等調整額	28,050	30,758
当期純利益		95,675
親会社株主に帰属する当期純利益		95,675

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	500,000	89,675	4,035,729	△354	4,625,049
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△73,157		△73,157
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			95,675		95,675
自 己 株 式 の 取 得				△47,895	△47,895
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	22,518	△47,895	△25,377
当 期 末 残 高	500,000	89,675	4,058,247	△48,249	4,599,673

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	186,021	△2,670	10,660	194,011	4,819,061
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△73,157
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					95,675
自 己 株 式 の 取 得					△47,895
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	64,640	1,047	2,391	68,078	68,078
当 期 変 動 額 合 計	64,640	1,047	2,391	68,078	42,701
当 期 末 残 高	250,661	△1,623	13,051	262,089	4,861,762

連結注記表

1. 記載金額は千円未満を四捨五入によって表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 理研香港有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

原則として時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

当社および在外連結子会社は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

但し、当社が1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物	31～38年
機械装置及び運搬具	9～12年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当連結会計年度において年金資産見込額が退職給付債務見込額を下回っているため、その差額を固定負債の「退職給付に係る負債」に計上してあります。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは研磨布紙等製造販売事業、OA器材部材等製造販売事業及び不動産賃貸事業を主な事業としております。

研磨布紙等製造販売事業及びOA器材部材等製造販売事業における商品および製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品および製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品および製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷基準で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き、割戻し及び有償支給取引等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

不動産賃貸事業に係る収益については、土地賃料及び事業所テナント賃料であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

製・商品及び原材料輸入による予定取引

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	554,487千円
仕掛品	487,632千円
原材料及び貯蔵品	146,655千円
売上原価（棚卸資産評価損及び棚卸資産廃棄損）	39,414千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの棚卸資産は、研磨布紙事業及びOA機器の製造・販売に必要な商品および製品、仕掛品及び原材料であります。

当社グループの棚卸資産は見込み生産により製造を行っているため、需要予測に比して販売実績が下方乖離し一定の回転期間を超える棚卸資産が発生した場合、当該棚卸資産を滞留在庫と定義しており、棚卸資産評価損及び棚卸資産廃棄損を計上しております。棚卸資産評価損及び棚卸資産廃棄損の大部分は滞留在庫から発生しています。

滞留在庫については、将来の販売又は使用見込みの予測を踏まえたうえで規則的に帳簿価額を減額し、棚卸資産評価損を計上しておりますが、需要見込みの相違により滞留在庫が大幅に増加した場合や将来の販売又は使用見込みの予測との大幅な乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	469,545千円
土地	39,635千円
合計	509,180千円

同上に対応する債務額

短期借入金	100,000千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産減価償却累計額

3,159,398千円

(3) 圧縮記帳

受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

建物及び構築物	91,704千円
---------	----------

(4) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入金未実行残高は、以下のとおりであります。

当座貸越極度額	750,000千円
借入金実行残高	200,000千円
差引額	550,000千円

(5) 受取手形裏書譲渡高

7,807千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	922,128	—	—	922,128

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2023年3月30日開催の第124回定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	46,098千円
・1株当たり配当金額	50円00銭
・基準日	2022年12月31日
・効力発生日	2023年3月31日

ロ. 2023年8月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	27,059千円
・1株当たり配当金額	30円00銭
・基準日	2023年6月30日
・効力発生日	2023年9月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年3月28日開催予定の第125回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	27,059千円
・配当金の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	30円00銭
・基準日	2023年12月31日
・効力発生日	2024年3月29日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式について3か月ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 千円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額 (*2)
①現金及び預金	963,659	963,659	—
②受取手形	87,912	87,912	—
③電子記録債権	238,327	237,327	—
④売掛金	506,568	506,568	—
⑤投資有価証券 その他有価証券	536,617	536,617	—
⑥支払手形及び買掛金	(338,535)	(338,535)	—
⑦設備支払手形	(58,660)	(58,660)	—
⑧短期借入金	(200,000)	(200,000)	—
⑨長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	(50,000)	(49,969)	△31
⑩デリバティブ取引	(2,335)	(2,335)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 連結貸借対照表計上額が時価を上回っている場合の差額は、正の数で示しております。

(注) 1. 有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、並びに④売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑥支払手形及び買掛金、⑦設備支払手形、並びに⑧短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑩デリバティブ取引

為替予約のうち振当処理によっているものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理されているため、その時価は、外貨建金銭債務の時価に含めて記載しております。

為替予約のうち振当処理によっていないものは、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額19,346千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないため、「⑤投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用の土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 千円)

連結貸借対照表計上額	時価
88,217	4,520,048

(注) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合 計
	研磨布紙等 製造販売事業	OA器材部材等 製造販売事業	不動産賃 貸事業	
売上高				
日本	3,196,099	450,653	—	3,646,751
アジア	260,529	70,743	—	331,272
その他	18,251	—	—	18,251
顧客との契約か ら生じる収益	3,474,878	521,395	—	3,996,274
その他の収益	—	—	188,422	188,422
外部顧客への売 上高	3,474,878	521,395	188,422	4,184,695

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

5,390円23銭

(2) 1株当たり当期純利益

105円48銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

①退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、キャッシュバランスプランを採用しております。

なお、連結子会社は退職給付制度を設けておりません。

また、当社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る資産または負債及び退職給付費用を計算しております。

②退職給付債務に関する事項

退職給付債務	566,565千円
年金資産残高	<u>△533,679千円</u>
退職給付に係る負債	32,886千円

③退職給付費用に関する事項

簡便法で計算した退職給付費用	<u>20,190千円</u>
退職給付費用合計	20,190千円

(2) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務の内連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗及び工場等の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務及び石綿障害予防規則等に伴うアスベスト除去費用であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得より29年と見積り、割引率は0.000%から2.023%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,500千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
資産除去債務の履行に伴う減少額	<u>△15,500千円</u>
時の経過による調整額	－千円
連結子会社売却による減少額	－千円
見積の変更による増加額	<u>－千円</u>
期末残高	10,000千円

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,950,864	流動負債	1,175,757
現金及び預金	933,869	支払手形	82,807
受取手形	87,912	電子記録債権	319,121
電子記録債権	238,327	設備関係支払手形	58,660
売掛金	488,816	設備電子記録債権	61,557
商品及び製品	541,482	買掛金	239,284
仕掛	487,632	短期借入金	200,000
原材料及び貯蔵品	146,655	1年内返済予定の長期借入金	12,000
前払費用	12,415	リース債務	18,589
その他	17,006	未払金	42,647
貸倒引当金	△3,250	未払費用	86,930
固定資産	3,396,826	未払法人税等	3,437
有形固定資産	1,793,723	預り金	18,303
建築物	731,362	その他	32,424
構築物	21,150	固定負債	352,061
機械及び装置	391,589	長期借入金	38,000
車両運搬具	1,152	リース債務	71,045
工具器具備品	46,993	繰延税金負債	131,768
土地	328,763	長期預り金	60,752
リース資産	61,381	資産除去債務	10,000
建設仮勘定	211,333	退職給付引当金	32,886
無形固定資産	45,233	その他	7,610
借地権	26,197	負債合計	1,527,818
電話加入権	1,884	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,178	株主資本	4,570,834
水道施設利用権	82	資本金	500,000
リース資産	15,894	資本剰余金	89,675
投資その他の資産	1,557,870	資本準備金	89,675
投資有価証券	536,617	利益剰余金	4,029,408
長期性預金	1,000,000	利益準備金	125,000
関係会社株式	1,591	その他利益剰余金	3,904,408
出資	10,323	配当準備積立金	250,000
その他	9,339	固定資産圧縮積立金	84,319
資産合計	6,347,690	別途積立金	1,268,700
		繰越利益剰余金	2,301,389
		自己株	△48,249
		評価・換算差額等	249,038
		その他有価証券評価差額金	250,661
		繰延ヘッジ損益	△1,623
		純資産合計	4,819,872
		負債・純資産合計	6,347,690

損 益 計 算 書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,116,417
売 上 原 価		3,343,267
売 上 総 利 益		773,150
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		666,347
営 業 利 益		106,803
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	23,866	
為 替 差 益	5,644	
そ の 他	5,785	35,315
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,195	
売 上 債 権 売 却 損	1,353	
そ の 他	1,799	7,347
経 常 利 益		134,771
特 別 損 失		
工 場 再 編 費 用	14,869	14,869
税 引 前 当 期 純 利 益		119,902
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,200	
法 人 税 等 調 整 額	27,741	29,941
当 期 純 利 益		89,961

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本										自 株	己 式	株 主 資 本 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						利益剰余金 合 計			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰越利益 剰 余 金					
				配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金							
当 期 首 残 高	500,000	89,675	89,675	125,000	250,000	85,529	1,268,700	2,283,375	4,012,604		△354	4,601,924	
当 期 変 動 額													
固定資産圧縮積立金の取崩し						△1,210		1,210	—			—	
剰 余 金 の 配 当								△73,157	△73,157			△73,157	
当 期 純 利 益								89,961	89,961			89,961	
自己株式の取得											△47,895	△47,895	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)													
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△1,210	—	18,015	16,804	△47,895		△31,091	
当 期 末 残 高	500,000	89,675	89,675	125,000	250,000	84,319	1,268,700	2,301,389	4,029,408	△48,249		4,570,834	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	186,021	△2,670	183,351	4,785,276
当 期 変 動 額				—
固定資産圧縮積立金の取崩し				—
剰 余 金 の 配 当				△73,157
当 期 純 利 益				89,961
自己株式の取得				△47,895
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	64,640	1,047	65,687	65,687
当 期 変 動 額 合 計	64,640	1,047	65,687	34,596
当 期 末 残 高	250,661	△1,623	249,038	4,819,872

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を四捨五入によって表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格の無い株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格の無い株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ

原則として時価法を採用しております。

④ 棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 31～38年

機械及び装置 9～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当事業年度において年金資産見込額が退職給付債務見込額を下回っているため、その差額を固定負債の「退職給付引当金」に計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は研磨布紙等製造販売事業、OA器材部材等製造販売事業及び不動産賃貸事業を主な事業としております。

研磨布紙等製造販売事業及びOA器材部材等製造販売事業における商品および製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品および製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品および製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷基準で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き、割戻し及び有償支給取引等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

不動産賃貸事業に係る収益については、土地賃料及び事業所テナント賃料であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

製・商品及び原材料輸入による予定取引

ハ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用」

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	541,482千円
仕掛品	487,632千円
原材料及び貯蔵品	146,655千円
売上原価（棚卸資産評価損及び棚卸資産廃棄損）	35,513千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

内容につきましては、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	469,545千円
土地	39,635千円
合計	509,180千円

同上に対応する債務額

短期借入金	100,000千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産減価償却累計額 3,142,991千円

(3) 圧縮記帳

受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

建物	91,704千円
----	----------

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	48千円
----------	------

② 短期金銭債務	12,471千円
----------	----------

(5) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入金未実行残高は、以下のとおりであります。

当座貸越極度額	750,000千円
借入金実行残高	200,000千円
差引額	550,000千円

(6) 受取手形裏書譲渡高 7,807千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,552千円
② 仕入高	50,879千円
③ 販売費及び一般管理費	10,903千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

連結計算書類の連結注記表「6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	170	20,000	—	20,170

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加20,000株は、会社法第156条に基づく自己株式の取得によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

連結計算書類の連結注記表「6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

棚卸資産評価損否認	6,344千円
貸倒引当金超過額	991千円
繰越欠損金	7,488千円
長期未払費用否認	2,373千円
減損損失否認	109千円
退職給付引当金否認	10,030千円
未払事業税否認	1,678千円
繰延ヘッジ損益	712千円
その他	3,837千円
繰延税金資産小計	33,561千円
評価性引当額 (注)	<u>△18,324千円</u>
繰延税金資産合計	<u>15,238千円</u>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	37,003千円
その他有価証券評価差額金	<u>110,002千円</u>
繰延税金負債合計	<u>147,006千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>131,768千円</u>

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、退職給付引当金に係る評価性引当額の減少であります。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	5,343円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	99円18銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

理研コランダム株式会社
取締役会 御中

監査法人 ナカチ
東京都千代田区

代表社員 業務執行社員	公認会計士 高村俊行
業務執行社員	公認会計士 秋山浩一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、理研コランダム株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研コランダム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

理研コランダム株式会社

取締役会 御中

監査法人 ナカチ
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高村 俊行
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 秋山 浩一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、理研コランダム株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第125期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ナカチの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ナカチの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月29日

理研コランダム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 塩 山 勝 徳 ㊞

監 査 等 委 員 長 崎 俊 樹 ㊞

監 査 等 委 員 新 井 田 哲 也 ㊞

(注) 監査等委員 長崎俊樹及び新井田哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第125期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき30円。総額は27,058,740円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき60円となります。なお、この場合の配当総額は54,117,480円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は安定的な配当の継続、将来の事業展開に備えた内部留保の充実等に配慮しながら業績に対応した配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、業界における競争の激化などに対処し、研究設備および製造設備等を強化するための資金需要に備える所存であり、将来の利益に貢献し、株主各位に対する安定した配当に寄与できるものと考えております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 変更案第3条第4～6項は、現状では営んでいない事業であり、今後も再開する予定はないことからこれを削除するものであります。

(2) 変更案第15条第1項は、文面に誤記がありそれを修正するものであります。

(3) 変更案附則第1条は、既に廃止した監査役に関する事項であり、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 研磨布紙の製造、販売および輸出入</p> <p>2. 研磨材料および研磨用品の製造、加工、販売および輸出入</p> <p>3. 事務用機器部品の製造、販売および輸出入</p> <p>4. <u>電気照明器具の製造、販売および輸出入</u></p> <p>5. <u>空気洗浄器の製造、販売および輸出入</u></p> <p>6. <u>電子部品、半導体の販売および輸出入</u></p> <p><u>7. 不動産の管理および賃貸</u></p> <p><u>8. 他の事業に対する投資</u></p> <p><u>9. 前各号の業務に付帯関連する一切の事業</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 研磨布紙の製造、販売および輸出入</p> <p>2. 研磨材料および研磨用品の製造、加工、販売および輸出入</p> <p>3. 事務用機器部品の製造、販売および輸出入</p> <p>4. <u>不動産の管理および賃貸</u></p> <p>5. <u>他の事業に対する投資</u></p> <p>6. <u>前各号の業務に付帯関連する一切</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>第1条 平成27年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除および社外監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時総会の終結に伴う変更前の定款第40条の定めるところによる。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><削除></p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役4名(全員)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会からは、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有しており、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼業の状況	所有する当社の株式数
1	<p>ますだ とみお 増田 富美雄 (1954年3月21日生)</p>	<p>1978年6月 岡本理研ゴム㈱(現オカモト㈱)入社 2009年6月 オカモト㈱取締役建装部長兼産業用品部長 兼開発室・ISO担当 2015年6月 同社常務取締役 人事部、粘着製品部、 建装部、工業用品部、資材部担当 2016年6月 同社取締役監査等委員 2017年3月 当社取締役 2018年1月 当社代表取締役社長(現任)</p>	1,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、代表取締役として経営全般にわたる経験と見識を有しております。他の役員を指揮して、中長期的な成長戦略を着実に実行することが期待できるため、取締役候補者といたしました。</p>		
2	<p>あまがいのぼる 雨貝 昇 (1956年5月31日生)</p>	<p>1976年4月 ヤマト化学工業㈱入社 2003年1月 オカモト㈱入社 2015年2月 同社茨城工場製造部長代理 2016年1月 当社製造部長 2016年3月 当社取締役 2023年3月 当社常務取締役(現任)</p>	0株
	<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、他社並びに当社の製造部門における豊富な経験等により、当社の経営管理を的確、公正に遂行することが期待できるため、取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼業の状況	所有する当社の株式数
3	いしかわ かずお 石川 和男 (1960年9月21日生)	1984年4月 熊谷精密㈱入社	100株
		2002年4月 三洋精密㈱(現日本電産セイミツ㈱) 関連会社管理課長	
		2004年5月 当社管理本部財務グループ課長	
		2013年4月 当社管理本部次長	
		2015年11月 当社総務部長	
		2016年3月 当社取締役(現任)	
		2017年11月 当社経理部長	
		2023年4月 当社管理部長(現任)	
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、他社並びに当社の経理部門における豊富な経験等により、当社の経営管理を的確、公正に遂行することが期待できるため、取締役候補者いたしました。		
4	しおやま かつのり 塩山 勝徳 (1964年5月14日生)	1987年4月 当社入社	100株
		2011年4月 当社技術本部課長兼ISO推進室勤務	
		2014年3月 当社技術本部開発戦略グループ長	
		2015年11月 当社製造部群馬工場長	
		2022年1月 当社内部統制室主事	
		2022年3月 当社取締役監査等委員(現任)	
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の技術部門並びに製造部門における豊富な経験等により、当社の経営管理を的確、公正に遂行することが期待できるため、取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 取締役候補者増田富美雄氏の上記「略歴、当社における地位、担当および重要な兼業の状況」の欄には、当社の親会社であるオカモト株式会社およびその子会社における過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
2. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求

を受けることによって生じることのある損害について補填されることとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼業の状況	所有する当社の 株式数
1	えぐち しんいち 江口 真一 (1960年10月16日生)	1983年4月 安田生命保険(相)(現明治安田生命保険(相)) 入社 2008年4月 明治安田生命保険(相) 大宮支社長 2010年4月 同社法人職域開拓部長 2014年4月 (株)MY J リスク管理・コンプライアンス部長 2015年4月 同社内部監査部長 2016年3月 当社取締役経営管理室長 2017年3月 当社常務取締役(現任)	500株
2	ながさき としき 長崎 俊樹 (1953年11月18日生)	1991年4月 長崎俊樹法律事務所開設 1996年5月 日本弁護士連合会編集委員会委員 1997年4月 同人権擁護委員会委員 1997年5月 同業務対策委員会委員 2002年1月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官 2002年5月 岡村総合法律事務所パートナー(現任) 2007年11月 新司法試験考査委員 2015年4月 当社社外監査役 2016年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
※3	さいとう りょうた 齊藤 了太 (1979年6月29日生)	2006年11月 税理士法人プライスウォーターハウスターパス (現PwC税理士法人)勤務 2011年11月 税理士法人青山トラスト(現税理士法人レゾ ンパートナーズ)パートナー 2018年4月 齊藤了太公認会計士事務所代表(現任) 2023年7月 株式会社テクネタックス代表(現任)	0株

(注) 1. ※印は新任の候補者であります。

2. 候補者全員は、監査等委員である取締役候補者であります。
3. 長崎俊樹氏は岡村総合法律事務所パートナーであり、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。
4. その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
5. 長崎俊樹氏、齊藤了太氏は社外取締役候補者であります。
6. 当社は、長崎俊樹氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、原案の通り選任された場合、同氏は、引き続き独立役員となる予定であります。
また、齊藤了太氏は、原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります。

7. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。

- (1)長崎俊樹氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の内容について
同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有され、日本弁護士連合会の各種委員、最高裁判所司法研修所刑事弁護教官等を歴任されて、法律に関して豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして、特にコンプライアンスおよび経営のリスク管理面を中心に専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したためであります。

また2015年4月に当社社外監査役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、社外取締役としての職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。なお、同氏は当社社外取締役に就任後8年が経過しております。

- (2)齊藤了太氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の内容について
同氏は、公認会計士として財務および会計に関する専門的な知見を有し、会計監査の経験も豊富であります。引き続きその知見を活かして、財務および会計を中心に専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したためであります。

8. 業務執行取締役等であるものを除く取締役候補者との責任限定契約について
当社は、業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締

結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、長崎俊樹氏の選任が承認された場合は、当社は、責任限定契約を継続する予定であります。また、齊藤了太氏の選任が承認された場合は、当社は、同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

9. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填されることとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

スキルマトリックス表

取締役		企業 経営	営業 ・ 事業 戦略	人事 ・ 人材 開発	グロー バル	IT	技術 ・ 研究 開発	法務 ・ リスク 管理	財務 ・ 会計	環境 ・ リサイ クル
増田 富美雄		○	○	○	○					○
雨貝 昇		○				○	○			○
石川 和男				○	○				○	
塩山 勝徳							○			○
江口 真一		○		○				○		
長崎 俊樹	社外							○		
齊藤 了太	社外	○							○	

(注) 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼業の状況	所有する当社の株式数
うしくぼ いさお 牛久保 功 (1949年5月9日生)	1973年4月 安田火災海上保険㈱ (現損害保険ジャパン) 入社 2001年10月 ホンゴウサービス㈱入社 2002年5月 同社取締役管理部長 2006年5月 同社代表取締役社長 2015年5月 同社代表取締役社長退任 2018年3月 当社取締役 (補欠の監査等委員) (現任)	300株

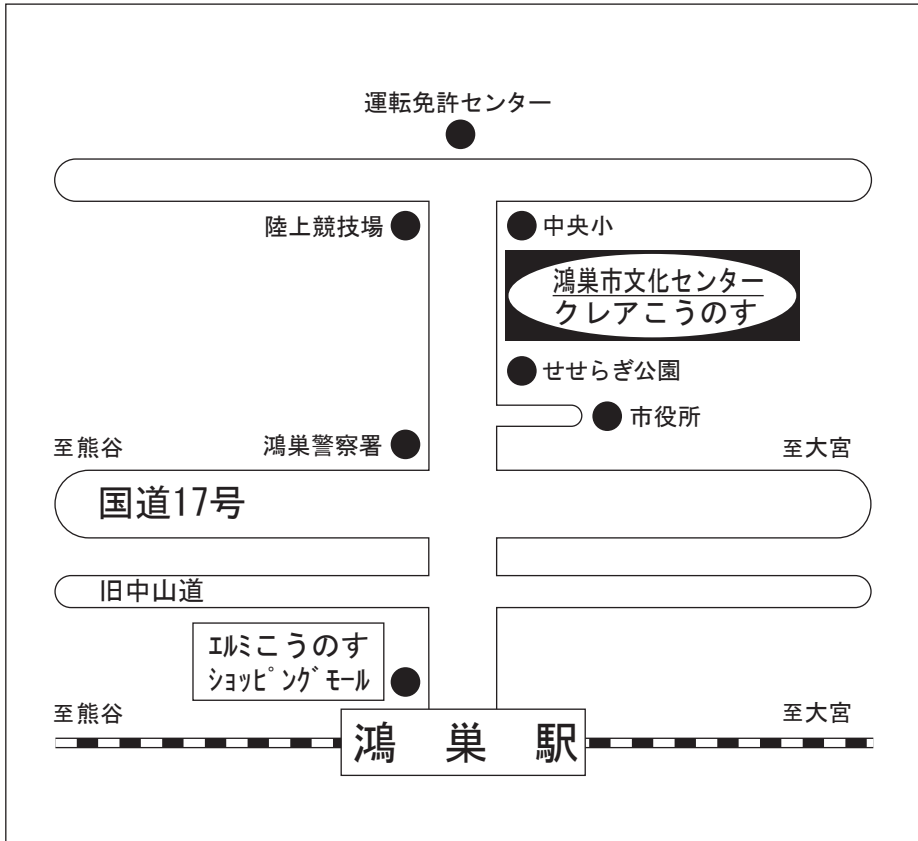
- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 牛久保功氏は補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 牛久保功氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の内容
同氏は金融機関に長く勤務されるとともに経営者としての経験が豊富であり、経営に関する高い見識と深い知見を有されていることから、補欠の監査等委員として選定しております。
4. 業務執行取締役等であるものを除く取締役候補者との責任限定契約について
当社は牛久保功氏が取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償保険 (D&O保険) 契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填されることと

されています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

6. 本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります。

以 上

会場ご案内図



- 会場 埼玉県鴻巣市中央29番1号
鴻巣市文化センター 3階会議室
TEL 048 (540) 0540
- ◆JR高崎線鴻巣駅より1,500m
徒歩15分
 - ◆免許センター行きバスにて終点下車